

## J R 新駅構想研究会設置要綱

(設置)

第 1 条 J R 明石駅から J R 西明石駅までの間及び J R 大久保駅から J R 魚住駅までの間における新駅の必要性及び実現性を研究するため、J R 新駅構想研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) J R 明石駅から J R 西明石駅までの間の新駅の必要性及び実現性に関すること。
- (2) J R 大久保駅から J R 魚住駅までの間の新駅の必要性及び実現性に関すること。
- (3) その他研究会が必要と認めること。

(研究会)

第 3 条 研究会は、次項に規定する有識者委員 5 人、市民代表委員 20 人以内及びオブザーバー 8 人以内をもって組織する。

2 有識者委員は学識経験のある者のうちから、市民代表委員は次に掲げる者のうちから、オブザーバーは兵庫県及び明石市の職員のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地縁型市民活動組織の代表者
- (2) 分野型市民活動組織の代表者
- (3) 事業者団体の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

3 研究会に、会長 1 人及び副会長 1 人を置き、有識者委員のうちから市長が選任する。

4 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員及びオブザーバーの任期は、第 2 条に規定する事務が終了するまでとする。

(部会)

第 5 条 研究会に、有識者部会及び市民代表部会(以下「部会」という。)を置き、有識者部会にあつては有識者委員、市民代表部会にあつては市民代表委員をもって組織する。

- 2 部会に、部会長1人及び副部会長1人を置く。
- 3 有識者部会の部会長には会長、副部会長には副会長をもって充てる。
- 4 市民代表部会の部会長及び副部会長は、市民代表委員のうちから市長が選任する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(研究会の会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 研究会の会議は、有識者委員の過半数及び市民代表委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員(市民代表委員に限る。)は、事故その他のやむを得ない理由により研究会の会議に出席できないときは、代理人をもって出席させ、表決させることができる。この場合において、前項及び第5項の規定の適用については、当該代理人は、出席した委員とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、研究会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 研究会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、それぞれの部会に所属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員(市民代表委員に限る。)は、事故その他のやむを得ない理由により部会の会議に出席できないときは、代理人をもって出席させ、表決させることができる。この場合において、前項及び第5項の規定の適用については、当該代理人は、出席した委員とみなす。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 研究会及び部会の会議は、公開するものとし、公開に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、土木部交通政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則 (平成22年9月24日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。